

平成28年第7回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年10月25日(火)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成28年10月25日(火) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成28年10月25日(木) 午前10時40分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	谷 村 敏彦		○
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博幸		○
	5	山 本 俊栄		○
	6	吉 田 謙司		○
	7	湯 澤 敏孝		○
	8	鎌 田 英樹		○
	9	安 川 和範		○
	10	黒 川 益毅		○
	11	宍 戸 栄一		○
議事録署名委員	議席番号	9番 安川 和範 1番 満保 豊		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	事務局次長	小 塚 和 博		
	総務係長	井 上 剛		
	主 事	佐 藤 健 人		

事務局

位置につきましては、3 ページ、6 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-1 から 12-3 の所有権移転の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に整理番号 12-4 から 12-5 の案件については、委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

(委員退室)

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

総括表に基づき説明申し上げます。2 ページをご覧ください。

次に整理番号 12-4 についてであります、氏から に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、7 ページ、8 ページをご覧ください。

次に整理番号 12-5 についてであります、氏から に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、7 ページ、9 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-4 から 12-5 の所有権移転の質疑を行います。

佐藤委員

ここは、無償譲渡なの。

事務局

10 年以上賃貸してまして、今回贈与するとのことでした。

佐藤委員

わかりました。

議 長	他にありませんか。
全 員	ありません。
議 長	質問なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。退席している委員は席にお戻りください。
	(山本委員入室)
議 長	次に、整理番号 13-1 の賃貸借の案件につきまして事務局より内容の説明を求めます。
事務局	賃貸借の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。 10 ページをご覧ください。 整理番号 13-1 についてであります、 氏から に利用件の設定をしようとするものです。 条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。 位置につきましては、11 ページ、12 ページをご覧ください。
	事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました整理番号 13-1 の賃貸借の質疑を行います。
佐藤委員	これ、場所どこよ。
事務局	南川口に抜ける防風林の近くになります。
佐藤委員	もともと誰借りてたところよ。
事務局	宗谷岬牧場で借りていましたが、部分解除したため、残りの土地を再契約するものです。
佐藤委員	わかりました。
議 長	他にありませんか。
全 員	ありません。
議 長	質問なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。
議 長	次に、議案第 2 号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」内容をご説明申しあげます。

14 ページをご覧ください。

本案件につきましては、天塩町長より天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について依頼のあったものです。

天塩町振興基金運営協議会設置規則第 3 条第 2 項第 5 号により、天塩町農業委員会が構成員として規定されております。

慣例により、農業委員会から天塩町振興基金運営協議会に推薦する委員は、農業委員会会長となっておりますので、宍戸会長を推薦しようとするものです。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり推薦することとなりました。

議 長

次に、議案第 3 号「天塩町農業委員会の農地利用最適化推進委員を置かないことについて」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「天塩町農業委員会の農地利用最適化推進委員を置かないことについて」内容をご説明申しあげます。

17 ページ上段をご覧ください。

本案件につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正農業委員会等に関する法律第 17 条に基づき、農業委員会には農業委員のほか、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されました。

しかしながら、ただし書きにおいて、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化および高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村においては、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされています。

17 ページ、18 ページ中段をご覧ください。その条件といたしましては、施行令第 7 条に遊休農地が当該市町村区域内の面積の 1%以下であること。認定農業者に農地が当該市町村区域内の 70%以上集積されていることとされています。

天塩町につきましては、19 ページに平成 28 年度ブロック別農業委員会職員研修会の資料を添付しておりますが、農地利用最適化推進委員を委嘱しなくても

事務局

よいことができる市町村として平成 28 年度の告示予定対象に掲載されておりますので、平成 29 年 7 月の改選期においては、委嘱しなくてもよいことになっております。

なお、この告示は毎年 10 月頃に行われることとされており、先述の基準を満たさなくなり告示対象から外れた状態で改選期になった際には、法律により農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならなくなりますので、再度条例改正などの手続きが必要になってきます。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました天塩町農業委員会の農地利用最適化推進委員を置かないことについて質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本件は置かないことと決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 4 号「天塩町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「天塩町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定」につきまして内容をご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員の選出方法が公選制を廃止し議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたことに伴い、天塩町農業委員会委員定数条例を廃止し、新たに天塩町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定するため、定数を決定しようというものです。

先ほどの議案第 3 号農地利用最適化推進委員を置かないことについて、同意がありましたので、天塩町農業委員会の委員の定数に関する条例の農業委員の定数を現行どおり 11 人としようとするものです。

なお、条例でありますので、12 月議会において可決されることによって平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました天塩町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について質疑を行います。

佐藤委員
事務局

新しい農業委員になって任務は変わらないのか。

任務につきましては、農地の集積について今まで任意事務だったものが義務となりました。ですので、最適化推進委員において、能動的に農地の集積を図っていく話になります。

事務局長

担い手の農地集積、集約化、遊休農地の発生防止解消が義務になったと明示されています。

佐藤委員
事務局

人数について気になったから聞いたんだけど。

近隣の町村の農業委員の数に対する農地面積というのを資料として作っております。天塩町と幌延町が一人あたり 1,000ha になっています。ほかの町村につきましては、畑作ですので何十町とか、そのような面積になっておりました。近隣を見ますと天塩町と幌延町が段違いで面積が大きいです。そう考えると、山間部ですのである程度農業委員さんはいないと、目が届かないのかなと思います。

佐藤委員
事務局
事務局長

農業委員の最低委員数は何人なの。

現在は撤廃されてありません。

補足ですが、議会の条例の改正に上げることになるので、焦点になるのは人数だと思われま。

今までは選挙 8 名、推薦 3 名の 11 名。今度の改正で、農協推薦、共済推薦、議会推薦の枠が無くなったので、一般論で減らしても良いんじゃないかという声があるかもしれませんが、留萌管内とかどうなのかと言うと、全町村で現状維持になります。天塩町も右に倣えということではないが、当然 11 人の理由が必要になってきます。ですので、農地面積も含めて、管内の動向も合わせて 11 人が妥当かなと考えているところです。

特に天塩町は、水田、畑作や酪農によって担当する農地面積は変わってくるとは思うんですが、農地面積の割には人数はそんなに多くないので、減らすのは如何なものかと考えるので 11 名が妥当ではないかと考えているところです。

山本委員
議長
山本委員
会長
事務局長

3 名の団体推薦がなくなって、今度、女性などを入れるのは義務になるの。

義務ではないが、なるべく女性や若い人を入れるということになっている。

そういうところに女性や若い人を入れたら良いんじゃないかと思うんだけど。農協で推薦も出来ないわけだから。

この件には私達からしてみれば矛盾しているんだけど、若い人入れなさいとか、女性を入れなさいと言ってきているんですが、公募かけるときに、そういうことを言って公募をかけることは出来ないことになっています。

ただ、定員がオーバーした時には選考しないといけないので、公募するときには、方法を決めておかないとならないが、そういったことがポイントとなってくると思います。

佐藤委員
事務局長

選ぶんじゃなくて、これは町長の職権によって任命するわけだから。

オーバーした時は、選考が必要になってくる。

佐藤委員
事務局長

これは、俺がやりたいからって手を挙げるの。

そういうことです。基本的に自薦と他薦になります。他薦にしても、旧制度の3つの団体の枠ではなく、団体による推薦、例えば農業に関係のある、建設協会や、商工会などでも推薦することが出来ます。ですので、自薦を含めると定数を超える可能性が出てきます。そのような場合に、何らかの形で選考するということになります。定数より少ない場合については、公募の期間を延長し、ちょっとこの方どうですか。と言うことは言えるようです。その時に女性や若者に声をかけるという方法もありのかと思います。ただ、公募の段階で、女性や若者入れてねということとは出来ないとなっています。

山本委員
事務局長
議長
事務局

最初からは。

そうです。

選ぶのは難しくはなったよね。

そう思います。

佐藤委員

選挙じゃないから、基本的には黙っていても期日が来たら、町長が決めるんじゃないのか？公募する必要はあるのか。

事務局長
奥山委員

公募は最低条件です。

22 ページをみると、町長が議会の同意を得て任命するって書いてあるだけで、公募とか一言も書いてないんだけど。

吉田委員

先ほどの説明で、女性や若者に枠を設けては出来ないという説明で、従来の議会にしても、農協の理事にしても、こういう会合にしても、女性の存在というのはほとんど見当たらない。なおかつ公募に条件をつけられないというのは、今まで通り女性が出てこれないという感じはする。

制度自体を再考していく必要はあるんじゃないか。管内の農業委員の会議にでも、羽幌町とか苫前町に一人二人いるくらいじゃないかと思う。

奥山委員

これ、市町村長が議会の同意を得て任命するって書いてあるけど、本人の同意はいらないの。

事務局長

農業委員の任命は、今回の改正では従前の公選制を廃止し、農業委員については、市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をし、結果を公表、尊重することとされました。これは、農業委員会等に関する法律第9条第1項に明示されています。

谷村委員
事務局長

これは全町に公募をかけるということか。

そうです。

佐藤委員

ここで議論しても、定数を決めても、条例を制定するには、議会の議決が必要になるから、そこで委員数を減らせと言うことになったら、今議論しているのは無意味になるんじゃないか。

事務局長

今回の、農業委員会の総会で定数を決めて、提出することになる。議会のなかで、定数について話し合ったのかと言う話になったら、農業委員会総会で話し合っって11名になりましたと説明資料になる。

会 長 条例を作らないとならないので、来年の改選期に間に合うように、定数を決めて提出する。

事務局長 12月の定例会の前に全員協議会のなかで、説明することになるが、その時の資料に、総会で決めた内容を資料として説明して議会に提出することになる。

佐藤委員 定数の11名というのを、どうやって議員さんに説明していくかだと思う。今まで11名だから、今回も11名と言うのは、理由付けにならないのではないかな。

事務局長 今考えているのは、管内の農業委員さんの数と農地面積と対比しながら、天塩町はこれだけ農地面積があって、農地の適正化、農地パトロール、遊休農地の解消、そういうことを行っていくためには、この面積に対してこの人数が必要だと言うことで説明していく。

佐藤委員 今後、遊休農地の発生も懸念され、増えていくことも考えられるので、監視の目として、地域で持っていないとならないので、そういうことを説明していくしか無いんじゃないかな。

事務局 条例の制定にあたっては、議会に会長は出ることができるよな。

黒川職務代理 できます。

黒川職務代理 11名と言うのは多いんじゃないかな。面積は減らないけど、農家は減ってきてるから。

佐藤委員 他の畑作の地域と比べると、同一作物だから、そういったことからすると、11名は多いのかなという感じはするのかもしれないけど、これは11名の前はもっと多くて17名くらいいた。それを減らして11名になっているわけだから、これ以上減らしたら、新制度になるなかで、委員会の人数を減らしていくというのは・・・、だけでも、新制度を考えていくといいところじゃないの。

事務局長 まあ、でも、それでも多いと言われたら、考えていけばいい。

佐藤委員 あと、議会の議員さんって何人なの。

事務局長 9人です。

佐藤委員 それなら、9人まで減らせって言う話になるのかもしれないけど。

事務局長 11人になったときに、その議論はあったんです。最初に言われたのは議員の数にしろと言われた。

佐藤委員 いずれにしても、11人で全員協議会にはかかっていくしかないな。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

議 長 お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これに

議 長
全 員
議 長

ご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成28年度第7回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成28年10月25日

署名委員

(9 番) 安川 和範 ㊞

(1 番) 満保 豊 ㊞